

ふるさと彦根応援寄附返礼品提供事業者募集要項

1 趣旨

地場産品の販路拡大および地域の産業振興等を図るため、地域の魅力あふれる特産品等を提供するふるさと彦根応援寄附の返礼品の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 募集要件

(1) 返礼品提供事業者について

次の全てを満たすこと。

ア 次のいずれかに該当する法人、その他の団体又は個人事業主であること。

(ア) 本社(本店)、支社(支店)、店舗、工場等を彦根市内に有する者であること。

(イ) 次のいずれかに該当するものを提供する者(アに掲げるものを除く。)であること。

① 本市の地域資源を活用した物品又はサービス

② 本市の広報を目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市独自の返礼品等であることが明白なもの。

イ 返礼品の受注環境および管理体制が整備されていること。

ウ 損害賠償責任保険に加入するなど、返礼品提供に対する苦情・要望に対する処理体制を確立していること。なお、品質に係る保障やクレーム対応、損害賠償については、市は一切の責任を負わないものとする。

エ 彦根市税の滞納がないこと。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

カ 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第 104 号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある事業者でないこと。

ケ 暴力団暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行う等、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している事業者でないこと。

コ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)および暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている事業者でないこと。

サ 政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体

およびこれに類する団体)でないこと。

シ 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)でないことでないこと。

ス インターネットシステムを通じた返礼品の受発注処理が可能であること。

セ 彦根市が必要と認めた場合、返礼品について報告あるいは彦根市による調査が可能であること。

ソ 食料品の提供については、通信販売の実績が少なくとも半年以上あること。また、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を『食品表示基準に定める保存期間』に準じて保存を行うこと。

(2) 返礼品について

ア 平成31年総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準(以下(「地場産品基準」という))に適合するものであること。

イ 公序良俗に反しないものであること。

ウ 年間を通して安定的に供給ができるものであること。(予め期間や数量を限定するものはこの限りでない。)

エ 各種関係法令を遵守したものであること。

オ 地場産品類型「8ハ」に該当する返礼品を提供する場合は、ふるさと納税制度における地域資源等認定の運用ルールに基づいて提供を行うこと。

(3) 返礼品および寄附金額の設定、その他費用負担

ア 提供価格(寄附額ではなく、販売価格)は税込み150円刻み(寄附額では500円刻み)の設定とする。

また、実勢価格等を勘案し社会通念上相当と認められることを条件とする。

イ 返礼品の品物代金および送料は、彦根市が負担する。

ウ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより、商品の回収および再配達を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合は、この限りではない。

エ 寄附額は、提供価格に3分の10を乗じて得た額以上の額とし、彦根市が決定する。

3 返礼品提供事業者の募集等

(1) 募集期間

随時

(2) 応募方法

必要事項を記入の上、下記ア～ウをメール、郵送または持参により、地域経済振興課に提出すること。

ア ふるさと彦根応援寄附返礼品提供事業者参加申請書(様式第1号)

イ 事業者の概要が分かる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 返礼品提供事業者の承認

前項の提出書類の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請者の参加の承認・不承認について、ふるさと彦根応援寄附返礼品提供事業者参加(承認・不承認)通知書(様式第2号)で通知する。

4 返礼品提供事業者の辞退

(1) 辞退の申請

返礼品提供事業者を辞退しようとする場合は、辞退しようとする日から原則30日前までに、市にふるさと彦根応援寄附返礼品提供事業者返礼品辞退申請書(様式第3号)を提出し、辞退しようとする日の前業務日までに市の承認を得ること。

なお、辞退後であっても、辞退しようとする日までに寄附者から申込みのあった返礼品については、返礼品提供事業者が責任をもって送付する。

(2) 辞退の承認通知

前項の申請書の提出があったときは、市で審査した後、ふるさと彦根応援寄附返礼品提供事業者辞退承認通知書(様式第4号)により通知する。

5 返礼品提供事業者資格の失格

次のいずれかに該当する場合、彦根市は当該事業者を返礼品提供事業者として失格とし、当該事業者の返礼品提供を差し止め、ふるさと彦根応援寄附返礼品提供事業者参加資格取消通知書(様式第5号)により通知する。

ア 参加時の申告内容に虚偽があった場合。

イ 登録要件を満たさなくなった場合。

ウ 彦根市のイメージを害する行為があった場合。

エ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

6 個人情報保護

返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規程を順守すること。

7 その他

返礼品提供事業者は、この基準に定めがないことについては彦根市の指示に従うこと。

8 適用

この基準は令和6年4月1日から適用する。

この基準は令和6年11月15日から適用する。